

全社民発第 476 号  
平成 15 年 3 月 19 日

都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会長 殿

社会福祉法人 全国社会福祉協議会事務局長

全国民生委員互助共励事業運営要綱及び  
全国民生委員互助事業取扱要領の改正案について

本会事業の推進につきましては、日頃より格別のご協力を賜り深謝申しあげます。

さて、全国民生委員互助共励事業は、国庫補助と会費を財源に実施して参りましたが、平成 14 年度より国庫補助の組み替えが行われたため、共励事業の内容が大きく変化いたしました。

このことを契機に、本事業のあり方について検討委員会を設けて検討を重ねてきた結果、別添のとおり全国民生委員互助共励事業運営要綱（以下、運営要綱という）及び全国民生委員互助事業取扱要領（以下、互助事業取扱要領という）改正案を取りまとめ、去る 2 月 28 日に開催いたしました全国民生委員互助共励事業運営委員長会議において了承を得たところです。

つきましては、平成 15 年度より改正案に基づき事業を実施する予定ですでの、下記のことについてご承知おきくださいますようお願い申しあげます。

また、このことについて都道府県・指定都市社協事務局宛に別添（写）のとおり通知いたしておりますので、来年度からの事業実施体制等について都道府県・指定都市社協と十分ご協議賜りますようお願い申しあげます。

なお、運営要綱等の改正及び平成 15 年度民生委員互助共励事業助成金の交付につきましては、従前どおり、厚生労働省より「民間社会福祉事業助成費補助金交付要綱」が発出された後となります。

記

1. 運営要綱の主な変更点

(1) 互助事業の委任先及び地方共励事業の企画・実施について

これまで互助事業のうち、一般給付の審査・決定は「都道府県・指定都市社協に委任」しておりましたが、改正案では「都道府県・指定都市の実情に応じて、都道府県・指定都市社協もしくは都道府県・指定都市民児協、又は

都道府県・指定都市社協と同民児協による合議体（以下、県社協等という）」のいずれかに委任する（6. 事業の企画・実施（1）の③）こととしております。

また、地方共励事業も同様、都道府県・指定都市社協のみならず都道府県・指定都市民児協、又は都道府県・指定都市社協と同民児協による合議体のいずれかが企画・実施することとし、そのために必要な経費の一部を全社協から県社協等へ助成する（6. 事業の企画・実施（2）の②）こととしました。

## （2）地方共励事業の内容

現行運営要綱では次の①から⑥を地方共励事業としており、それぞれに助成額を定めています。

- ①民生委員・児童委員活動強化事業
- ②指定民生委員児童委員協議会の育成
- ③指導旅費
- ④会議資料費
- ⑤相談に関する研修会
- ⑥ブロック別民生委員・児童委員関係事業会議

## 改正案（6. 事業の企画・実施（2）の②）では

ア 会員の研鑽に関する事業  
イ 単位民生委員児童委員協議会の育成（指定民生委員児童委員協議会）  
とし、アの事業内容は、相談に関する研修事業及びその他の研修事業、研鑽に必要な資料の作成、調査・研究等、「都道府県・指定都市の実情に即して県社協等が企画・実施」することとしました。これによって助成金を統合する予定です。（現行の①③④を統合する予定）

イについては従前どおり「指定民生委員児童委員協議会指定要領」に基づいて実施いたします。

また、ブロック別民生委員・児童委員関係事業会議は、開催担当県と全民児連、全社協が共催することから、改正案では中央共励事業に位置付けましたが、開催担当県に対してこれまでどおり、会議開催経費の一部を助成いたします。なお、助成金額は別紙1のとおり予定しております。

## （3）事務費について

現行運営要綱（第3の2（3））では「全社協は納入された会費に対して、県社協に会員1人につき300円（定額）を地方事務費として交付する」としておりますが、改正案では「7. 事務費 本事業の実施に要する事務費を県社協等に対して交付する。その額は会員1名に対し300円とする」としています。

## 2. 互助事業取扱要領の主な変更点等

### (1) 主な変更点

#### ①市区町村社協等の業務

これまで、会員又は会員の遺族からの給付申請の受付及び会員又は遺族への給付について、その業務を市区町村社協にお願いしておりましたが、改正案では「**市区町村社協会長もしくは市区町村民児協会長（以下、市区町村社協会長等という）**」の業務（改正案3. 申請手続きと給付の決定（1））とし、市区町村の実情に応じて実施していただくこととしております。

#### ②県社協等の業務

一般給付の審査・決定の委任先については前述のとおりですが、審査にあたっては「**県社協等は、各県の実情に応じて審査手続きの方法を予め定め、その方法により審査する**」（改正案3. 申請手続きと給付の決定（2）の②）としております。

### (2) 当面の給付申請等の取扱

市区町村段階の業務の取扱、一般給付の審査・決定業務の委任先（県社協等）及び審査手続きの方法について、各都道府県・指定都市の業務の実施体制が整うまでは現行の取扱といたします。互助様式についてもこれまでのものを使用してください。

なお、互助事業の一部委任手続き完了後（平成15年5月初旬予定）は、一般給付の審査・決定、全社協に対する給付金報告・請求は県社協等により実施していただくことになりますが、市区町村段階の業務の取扱については各都道府県・指定都市ごとの実情にあわせて実施体制を整えてくださいますようお願ひいたします。

平成15年4月以降の業務の実施体制について、都道府県・指定都市社協等と十分ご協議のうえ、準備を進めてくださいますよう、重ねてお願ひいたします。

## 3. 運営要綱等の改正に伴う今後の手続き等について

このことにつきまして、別紙2のとおり予定いたしておりますので、ご協力賜りますようお願い申しあげます。

また、運営要綱及び互助事業取扱要領の改正に伴い「指定民生委員児童委員協議会指定要領」、「地方共励事業経理事務要領」、各種様式を改正する予定です。